

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。
⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を得て、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。
⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。 ⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。
⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。 ⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

（1）全国各地における女性の起業支援

○女性がアクセスしやすい全国各地の男女共同参画センター等をサポートの拠点として、地域の実情を踏まえた取組（セミナー等の継続的な開催を通じたロールモデルとの出会い・仲間とのネットワーク形成の促進、起業ステージの進捗に応じた更なるステップアップの機会の提供、地域の意識変革に向けた啓発等）を進め、女性の起業の裾野拡大等を図る。

⇒・地域女性活躍推進交付金等による財政支援、各地の好事例の収集・横展開、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築支援、全国的な外部専門人材のデータベースの整備、男女共同参画センター等を含む各地の関係機関とマッチングによる人材派遣の仕組みの構築、啓発素材の作成・提供等を行う。

○女性起業家の更なる活躍を後押しするとともに、女性起業家に対するハラスメントの防止に取り組む。

⇒・ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援、女性起業家支援ネットワークの構築、女性起業家による資金調達への支援、地域密着型事業の立ち上げ支援、アントレプレナーシップ教育の推進等に取り組む。

・フリーランスの就業環境の整備や、女性起業家に対するハラスメント防止に向けた、ベンチャーキャピタル等の支援機関に対する研修の実施、コンプライアンス管理の体制確保、相談支援に取り組む。

（参考）地域で輝く女性起業家サロン

女性活躍・男女共同参画担当大臣が、地域で活躍する女性起業家等と、今求められている支援策等についてフランクに論じ合う「地域で輝く女性起業家サロン」を日本各地で開催してきた。また、地方訪問時には、地域にお住いの一般の女性の皆さんとの意見交換会も併せて実施した。

意見交換においては、根強い性別役割分担意識等の存在や、女性起業家の身近なロールモデル、起業に取り組む仲間やメンター等のネットワーク、女性の起業を伴走型で精神面・ノウハウ面にわたりサポートをする人材の不在等が指摘された。



【開催実績】
令和7年

- 1月18日 第1回サロン
滋賀県立男女共同参画センター「G-Netしが」（滋賀県近江八幡市）
- 1月23日 第2回サロン 三原大臣室
- 2月4日 サロン参加者と石破内閣総理大臣との面会
- 2月15日 第3回サロン
男女共同参画センター横浜「フォーラム」（神奈川県横浜市）
- 3月22日 第4回サロン
福島市クリエイティブビジネスサロン（福島県福島市）
- 4月24日 第5回サロン 三原大臣室
- 5月10日 第6回サロン
福岡県男女共同参画センター「あすばる」（福岡県春日市）

（２）地域における魅力的な職場、学びの場づくり

- 令和７年度末に期限を迎える女性活躍推進法の改正法案を第217回国会に提出しており、同法案の国会審議の状況を踏まえつつ、女性活躍の更なる推進を図る。
⇒・改正女性活躍推進法に基づき、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の強化（常用労働者101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付け）、女性の健康上の特性に留意した取組の推進、ハラスメント対策の強化に取り組む。
- 地域において女性にとって魅力的な職場づくり、学びの場づくりに取り組む。併せて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図る。
⇒・「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、地方や中小企業における女性の登用推進、中小企業における柔軟な働き方・ダイバーシティ経営の推進、地域働き方・職場改革等の推進、農林水産業における女性活躍の推進、建設産業における女性活躍・定着の促進、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進等に取り組む。

（３）地域における人材確保・育成及び体制づくり

- 独立行政法人国立女性教育会館を機能強化した「男女共同参画機構」（第217回国会に法案を提出）の設立や、男女共同参画センターの機能強化等により、地域における女性活躍・男女共同参画の推進体制の充実を図る。
⇒・男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組、男女共同参画機構と各地の男女共同参画センターの情報プラットフォームの構築、地域課題の把握に向けた統計データの整理等に取り組む。
- 地域の実情に応じた自治体の取組を支援する。
⇒・地域女性活躍推進交付金・新しい地方経済・生活環境創生交付金等による自治体への支援、女性活躍に取り組む地方自治体の好事例の横展開等を行う。

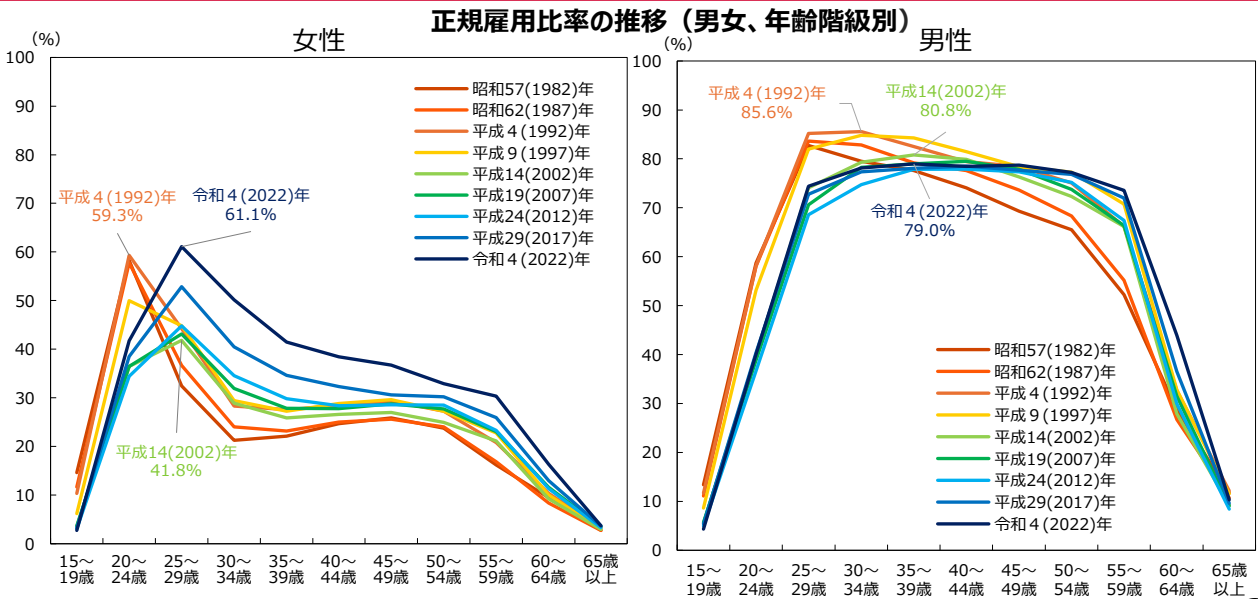
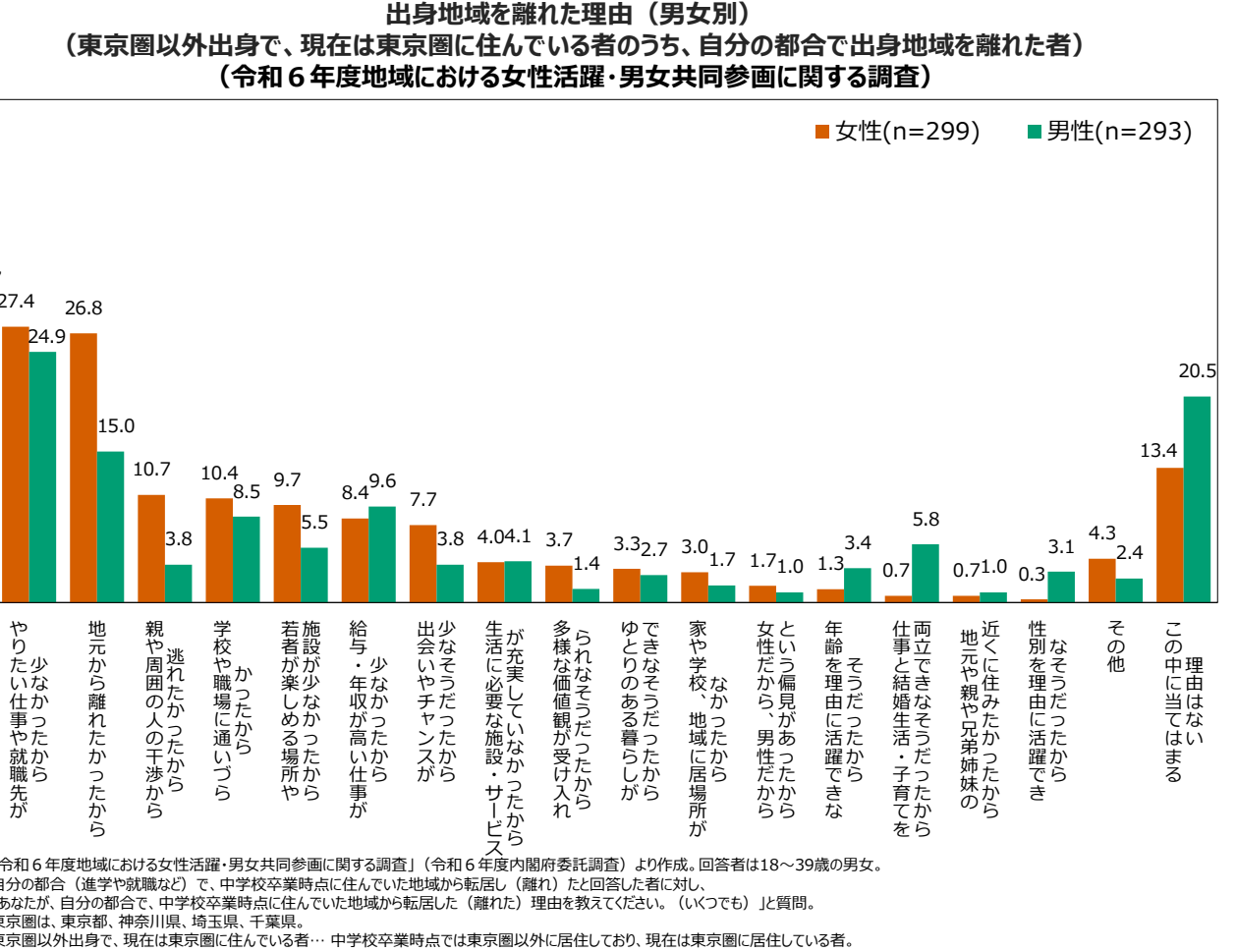
（４）地域における安心・安全の確保

- 災害時には、女性やこども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応を推進し、フェーズフリーの観点を踏まえ、平常時から災害に強い地域社会の実現を図る。
⇒・能登半島地震調査の結果を踏まえた男女共同参画の視点からの取組の推進、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、防災の現場等における女性の参画拡大、消防吏員、消防団員への女性の加入促進、男女共同参画の視点に立った民間との連携・協働体制の構築、男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進に取り組む。

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

（１）女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

- 非正規雇用労働者の正社員転換や女性デジタル人材の育成をはじめとするリスキングの促進等による「L字カーブ」の解消等により、女性が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める。
⇒・「L字カーブ」の解消に向けた取組の強化、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底、「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、求職者に対する情報公表の促進、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、医療・介護・福祉などの分野で働く方々の賃上げ、雇用保険の適用拡大、ひとり親家庭への支援（就労支援、養育費受領率の向上等）等に取り組む。



（２）仕事と育児・介護の両立の支援

○家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、各種の支援により、育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立を図る。

⇒・長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「共働き・共育て」の実現に向けた取組（男性の育児休業取得の更なる促進、育児時短就業給付の実施・周知、仕事と育児を両立できる職場環境の整備、出生後休業支援給付の実施・周知）、仕事と介護の両立支援の促進、外部サービス利用の普及による家事負担の軽減、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査結果を踏まえた啓発、仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり、若者のライフデザイン支援等に取り組む。

（３）仕事と健康課題の両立の支援

○女性自身に対する支援や企業における取組の推進等により、働く女性のライフステージごとの健康課題に配慮し、女性の活躍を後押しする。

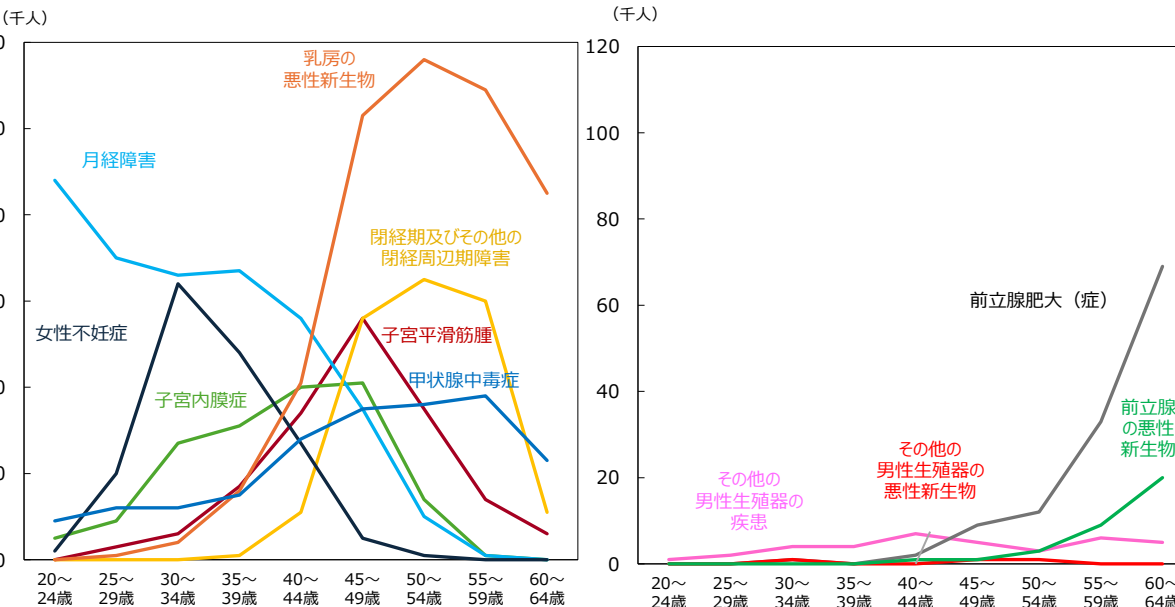
⇒・健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進、女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進、中小企業における取組促進も視野に入れた女性の健康課題に対応する施策の充実にに向けた効果検証等に取り組む。

（４）職場等におけるハラスメントの防止

○職場等におけるハラスメントは、あってはならないものであり、事業主に雇用管理上の措置を義務付けること等により、ハラスメントの防止を図る。

⇒・ハラスメントの規範意識の醸成、カスタマーハラスメント・就活等ハラスメント対策の強化等に取り組む。

男女で異なる健康課題



- （備考）
- 厚生労働省「令和２年患者調査」より作成。
 - 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。
総患者数＝推計入院患者数＋推計初診外来患者数＋（推計再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））
推計に用いる平均診療間隔は99日以上を除外して算出。
 - 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

（１）企業における女性活躍の推進

・改正女性活躍推進法に基づく女性管理職比率の情報公表の義務化、プライム市場上場企業における女性役員割合を2030年までに30%以上とする政府目標達成に向けた女性役員登用の加速化に向けた取組、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等を加点評価する取組等を推進する。

（２）政治・行政分野における男女共同参画の推進

・女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえ、関係機関の連携・協力も得ながら、様々な機会を通じ、女性の政治参画への障壁とその解消に向けた必要な取組について啓発を行うなど、政治分野における男女共同参画を推進する。

・各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定め、より一層の女性登用に向けた取組を強化するなど、行政分野における女性活躍を推進する。

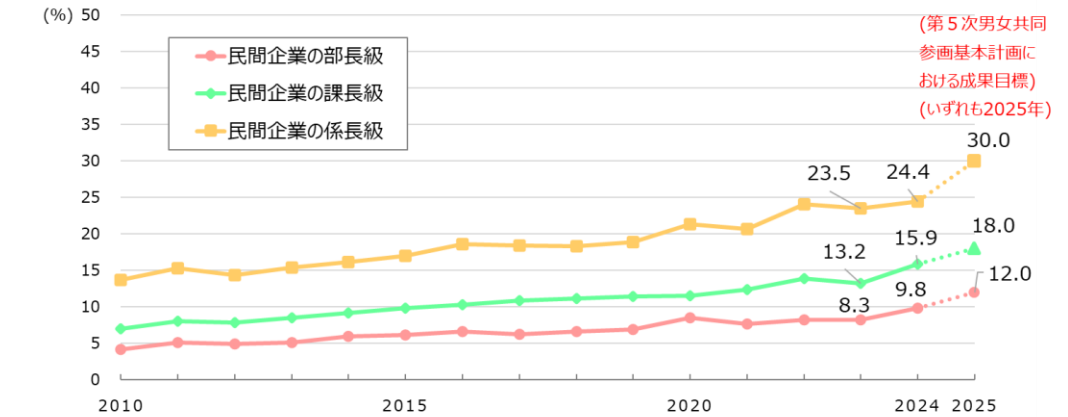
（３）科学技術・学術分野における女性活躍の推進

・女子中高生の理工系分野への進学促進に向けた啓発等の取組や、国立大学・高専における女子学生の増加等に対応した施設整備など、女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進、女性研究者の両立支援など大学等における女性登用の促進等に取り組む。

（４）国際的な分野における女性活躍の推進

・在外公館の各役職段階に占める女性の割合の引き上げや、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの分野において国際的に活躍できる人材を増やすための若者の育成に取り組む。

民間企業 管理職相当の女性割合の推移



- （備考）
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 - 令和２（2020）年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和元（2019）年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
 - 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「１か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は１か月以内の期間を定めて雇われている者のうち４月及び５月に雇われた日数がそれぞれ18日以上の労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「１か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 - 令和２（2020）年から推計方法が変更されている。
 - 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31（2019）年１月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

（１）配偶者等への暴力への対策の強化

・配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取組を促進する。

・被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援を行う。

（２）性犯罪・性暴力対策の強化

○「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図る。

- ⇒・性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処する。また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。
- ・ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。

（３）困難な問題を抱える女性への支援

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。
- ・改正風営法も踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。

（４）「女性・平和・安全保障（W P S）」の取組の強化

- ・国内の関係府省において、W P S 担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第３次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。
- ・「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画」に基づき、省一体としてW P Sを強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。
- ・消防分野においても、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。

（５）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

- ・女性の健康総合センターの取組など性差に応じた健康への支援、プレコンセプションケアの推進、フェムテックの推進と更なる利活用、女性の産後ケア施策の充実、医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進、健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進（H P V 検査単独法の実施に取り組む自治体への支援を含む）、生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進、女性医師に対する支援等に取り組む。

（６）夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

- ・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓使用の拡大やその周知に取り組む。
- ・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進める。

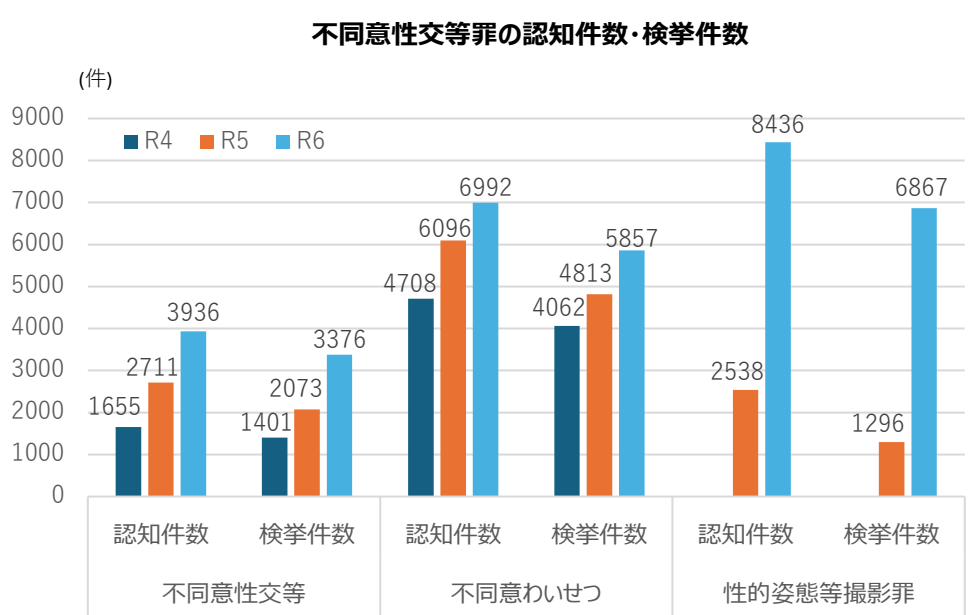
V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

（１）男女の性差に配慮した施策の推進

- ・男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。
- ・上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。
- ・男女別データの整備状況等に関する調査の結果も踏まえつつ、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の更なる充実に向けて、その重要性について、周知啓発に取り組む。
- ・男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進（ジェンダード・イノベーションの創出の推進）、交通・まちづくり分野におけるジェンダー主流化の推進に取り組む。

（２）男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・G 7、G 20、A P E C、O E C D、国連等に係る情報発信を強化する。



（備考）1. 警察庁「犯罪統計」より作成。
2. 不同意性交等及び不同意わいせつについては、刑法の一部改正（令和５年（2023年）７月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。
3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2013年）７月13日の施行日以降の件数を計上している。